

## 医療保険による訪問看護

種類			基本料金（円）	金額（1割）	金額（2割）	金額（3割）
訪問看護基本療養費	訪問看護基本療養費Ⅰ	週3日目まで	5,550	555	1,110	1,665
		週4日目以降	6,550	655	1,310	1,965
	難病等複数回訪問看護加算	1日2回	4,500	450	900	1,350
		1日3回以上	8,000	800	1,600	2,400
	緊急訪問看護加算イ（月14日目まで）	1日につき	2,650	265	530	795
	緊急訪問看護加算ロ（月15日目以降）	1日につき	2,000	200	400	600
	長時間訪問看護加算 ※1	週1回又は週3回	5,200	520	1,040	1,560
	複数名訪問看護加算	週1回	4,500	450	900	1,350
	夜間・早朝訪問看護加算 ※2	1回につき	2,100	210	420	630
深夜訪問看護加算 ※3	1回につき	4,200	420	840	1,260	
訪問看護管理療養費	訪問看護管理療養費Ⅰ	月の初日	7,670	767	1,534	2,301
		月の2日目以降	3,000	300	600	900
	24時間対応体制加算	月1回	6,800	680	1,360	2,040
	特別管理加算Ⅰ ※4	月1回	5,000	500	1,000	1,500
	特別管理加算Ⅱ ※5	月1回	2,500	250	500	750
	訪問看護情報提供療養費 ※6	月1回	1,500	150	300	450
	訪問看護ターミナルケア療養費 ※7	死亡月に	25,000	2,500	5,000	7,500
	退院時共同指導加算 ※8	月2回まで	6,000	600	1,200	1,800
	退院支援指導加算 ※9	退院した当日	6,000	600	1,200	1,800
	在宅患者緊急時カンファレンス加算 ※10	月2回	2,000	200	400	600
訪問看護管理療養費Ⅲ（試験外泊）			8,500	850	1,700	2,550

交通費 通常の実施地域を越えてサービスを提供する場合の交通費は実費を徴収いたします。

- ※1 訪問時間が90分を超えた場合。特別管理加算を算定する場合に算定。
- ※2 夜間（午後6時00分～午後10時00分）・早朝（午前6時00分～午前8時00分）
- ※3 深夜（午後10時00分～午前6時00分）
- ※4 在宅悪性腫瘍患者指導を受けている状態や留置カテーテル等を使用している利用者に対する加算
- ※5 在宅酸素療法指導管理や人工肛門、真皮を超える褥瘡、点滴を受ける状態等の利用者に対する加算
- ※6 利用者の同意を得て、利用者の居住地の市町村・学校・病院・施設等に訪問看護の情報提供を行った場合。
- ※7 死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを死亡月に行った場合に算定。
- ※8 医療機関等を退院後の訪問看護について、医療機関と共同で在宅療養上必要な指導を行った場合に算定。
- ※9 厚生労働大臣が定める疾病等や特別管理加算の対象となる利用者に対して退院日に在宅で療養上の指導を行った場合。
- ※10 利用者の状態の急変や診療方針の変更等に伴う、医療機関の求めによる在宅でのカンファレンスに参加し、共同で利用者や家族に療養上の指導を行った場合。